

プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和8年5月27日
名張市長 北川 裕之

1 業務概要

(1) 業務の目的

名張市（以下「本市」という。）の業務を支える市内情報通信基盤について、経年により機器等の老朽化による障害の懸念および保守サポートの終了時期を迎えていることから、基盤の再整備とあわせて高度化を図り、セキュリティ機能を強化した環境構築を目的とする。

(2) 業務名

名張市市内情報通信基盤更改事業

(3) 業種

システム開発・管理、通信・放送設備保守点検

(4) 業務場所

名張市鴻之台1番町 ほか 地内

(5) 業務内容

①市内情報通信基盤再構築

ア. 概要

平成28年度に国の「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき構築を行った本市市内情報ネットワークシステム環境について、機器等の更改から6年が経過し、サーバ等機器の老朽化および保守サポートが終了時期を迎えることから、基本仕様書に定める基本方針に従い同ネットワーク環境の再構築を行う。

イ. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※再構築期間中に係る費用については、次の②市内情報通信基盤運用管理に含めるものとし、当該業務において支出しない。

②市内情報通信基盤運用管理

ア. 概要

前①市内情報通信基盤再構築により構築した通信機器、サーバ等及びシステム、並びに保守運用管理を行う。

イ. 履行期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日まで（長期継続契約、60か月）

※運用管理に係る契約は、特命随意契約による地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合には、受託者と協議の上で契約を変更し、又は解除することができるものとする。

③端末機器キッティング作業

ア. 概要

別途契約により調達した端末機器（職員用パソコン）に対し、端末個別設定、ネットワーク接続設定及び①庁内情報通信基盤再構築により構築するシステムとの連携設定、並びに既存業務システムとの接続設定を行う。

イ. 履行期間

単年度契約

作業期間は、令和8年10月から12月を予定。

(6) 提案上限額（予算額）

契約金額は事業実施事業者の決定後に詳細を打ち合わせの上で決定するものであり、提案上限額は契約金額を保証するものではない。

下記に示す金額は、いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。

<提案上限額>	251,284,000円
(内訳)	
①庁内情報通信基盤利用（再構築および保守・運用管理等含む）	246,774,000円
〔令和8年度予算額（3か月分）	12,338,700円〕
②端末機器キッティング作業	4,510,000円

2 参加資格要件等

(1) 参加資格・要件

参加者は、次の要件すべてに該当するものに限る。

- ①公表日現在、名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に公表日から採用決定するまでの期間該当しないこと。
- ③公表日現在、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。
- ④名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を公表日から採用決定するまでの期間受けていないこと。
- ⑤名張市公募型プロポーザル方式実施指針（平成21年8月1日制定）第10条第2項に記載する対象業務等の特性に応じて必要と認める事項

ア. 必要とする技術者等

- a. 本業務のプロジェクトマネージャ(主たる担当者)は自社の社員とし、10年以上の公共分野におけるネットワークシステム設計・整備(導入)の職務経験を有するとともに、経済産業省所管の情報処理技術者試験(プロジェクトマネージャ)の資格、あるいは同等の能力を有していること。なお、プロジェクトマネージャは、定期報告会に必ず出席するほか、本市との連絡窓口を担うこと。
- b. 本業務に従事する者は自社の社員とし、以下の資格を有している者、あるいは同等の能力を有している者を体制に含めること。なお、いずれも旧制度を含む。
 - ・ ネットワークスペシャリスト(情報処理技術者試験)
 - ・ 情報処理安全確保支援士
- c. 一般社団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークまたはISMSの認定を受けており、定期的に更新がされていること。

イ. 同種又は類似の業務等の実績

令和3年度～令和7年度の間に履行が完了した、本市と人口が同規模以上の自治体庁舎での行政ネットワークシステム3系統(基幹系・LGWAN系・インターネット系)における全庁的な運用業務の受注実績若しくは類似の業務を受注した実績を有すること。

ウ. 当該業務等の実施体制

本市から概ね1時間以内の場所に拠点となる事務所を有し、システム障害等があった場合には十分なシステムサポートができること。また、ネットワーク構成機器等のハードウェアについて障害があった場合にも、速やかに保守対応できること。

(2) 参加における制限

- ①参加者からの応募は1点のみとする。
- ②参加者は、連名による応募はできない。

3 手続き等

(1) 所管室・連絡先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市総務部情報政策室

電 話 0595-63-7348

FAX 0595-64-2560

電子メール it@city.nabari.lg.jp 担当：中野、山田

対応時間 午前9時から午後4時30分まで(土日祝日を除く)

(2) 実施スケジュール

本調達における企画提案のスケジュールを以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

内容	日程・期限等
1) 公表（公募開始）日	令和8年5月27日(水)
2) 参加申込期間	令和8年5月28日(木)～令和8年6月19日(金)
3) 提案参加資格審査の結果通知 ・提案参加決定事業者への書類配布	令和8年5月28日(木)～令和8年6月19日(金)
4) 質問書受付期間	令和8年5月28日(木)～令和8年6月23日(火)
5) 質問書回答予定日	随時（最終：令和8年6月25日(木)）
6) 企画提案書の提出締切日	令和8年6月30日(火)
7) プレゼンテーション予定日	令和8年7月13日(月)
8) 優先交渉権者決定予定日	令和8年7月16日(木)
9) 仕様詳細協議・契約交渉期間	優先交渉権者決定日以降

(3) 参加手続き

①公表（公募開始）

項目	内容
募集要領等の配付	令和8年5月27日(水)
配布資料	ア. 名張市庁内情報通信基盤更改事業 公募型プロポーザル募集要領（様式第3号（本書）） イ. 参加申込書（様式第4号） ウ. 秘密保持誓約書（様式1-1） エ. 同種業務受注等実績（様式1-2）
入手方法	名張市ホームページからダウンロードするものとする。

②参加申込

本プロポーザルに参加意思がある場合は、「参加申込書」、「秘密保持誓約書」及び「同種業務受注等実績」に必要事項を記載・押印のうえ、必要書類を添えて名張市総務部情報政策室（市庁舎3階）へ提出し、企画提案への参加資格について審査を受けること。なお、「参加申込書」及び「秘密保持誓約書」が期限までに提出されない場合、本企画提案への参加は認めない。

項目	内容
受付期間	令和8年5月28日(木)～令和8年6月19日(金)
提出方法	持参又は郵送 土・日・祝日を除く、午前9時から午後4時30分までとする（提出期限の日 は正午まで）。なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は 受け付けない。 * 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。

提出書類	ア. 参加申込書(様式第4号) イ. 秘密保持誓約書(様式1-1) ウ. 同種業務受注等実績(様式1-2)及び契約書の写し等内容がわかるもの エ. 本事業に従事する経済産業省所管の情報処理技術者試験の資格を持つ技術者の資格証明書類(写し) オ. ISMS適合性評価制度又はプライバシーマーク制度の認証取得証明書類(写し) カ. 提案事業者の会社概要、パンフレット等 ※場合により、追加資料の提示やヒアリングをする場合がある。 提案に関連して必要となる経費については、提案事業者の負担とする。
------	--

③提案参加資格審査の結果通知・提案参加決定事業者への書類配布

条件審査の後、参加申込書に記載の電子メールのアドレス宛に順次、通知を行う。

あわせて、提案参加資格審査の結果、審査を通過した事業者には下表の様式等を事務局より配布する。

項目	内容
通知・配布 予定日	令和8年5月28日(木)～令和8年6月19日(金)
配布書類	ア. 基本仕様書(資料1-1) イ. 詳細仕様書(サーバ等)(資料1-2) ウ. 詳細仕様書(ネットワーク)(資料1-3) エ. 詳細仕様書(端末機器キッティング)(資料1-4) オ. 企画提案書作成要領(資料2) カ. 質問書(様式1-3) キ. 参加辞退届(様式1-4) ク. 見積書(様式2-1、2-2) ケ. 要件確認書(様式3) コ. 【参考】情報セキュリティ遵守特記事項(資料3) サ. 【参考】個人情報の取扱いに関する特記事項(資料4) シ. 【参考】名張市暴力団に関する特記事項(資料5) ス. 【参考】不当要求の取扱いに関する特記仕様書(資料6)

④質問書の受付期間

項目	内容
受付期間	令和8年5月28日(木)～令和8年6月23日(火) 午後4時まで(必着)
提出方法	電子メールにより、情報政策室まで送付すること。 メールアドレス it@city.nabari.lg.jp メール送信の際の件名は以下のとおりとする。 6月8日に質問書を送付する場合。 件名:【質問】●●株式会社_20260608

⑤質問書への回答予定日

提出された質問事項は随時、質問事業者名を伏せ回答を付したものを質問者及び参加者全員へ「回答書」として電子メールに添付し送付する。なお、「回答書」の送付後、新たな事業者が提案参加決定事業者となった場合は、メールにて「回答書」を別途送付する。

項目	内容
回答予定日	随時(最終:令和8年6月25日(木))

⑥企画提案書等の提出締切日

項目	内容
提出締切日	令和8年6月30日(火) 午後4時30分まで (必着)
提出方法	名張市総務部情報政策室(市庁舎3階)へ直接手交
提出書類	企画提案書、見積書(様式2-1、2-2)、見積明細(任意様式)、要件確認書、参考資料(機器仕様、システム・ソフトウェア仕様等) 提出書類は書面にて10部(正本1部、副本9部)提出し、電子ファイルをCD等の媒体に収めて1部提出すること。
備考	提出は正午から午後1時までの間及び名張市の休日を定める条例(平成元年名張市条例第1号)第1条第1項各号に定める休日を除く午前9時から午後4時30分までとする。なお、提案書等提出時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 ※提出書類等の内容が不明瞭な場合は、必要に応じて詳細ヒアリングを行うとともに、書類の再提出を求める場合がある。

(4) 審査及び選定方法

審査にあたっては、書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。

①選定機関

項目	内容
選定	「名張市庁内情報通信基盤更改事業事業者選定委員会」において最優秀事業者を選定する。
通知	最優秀提案事業者及び次点の事業者への審査結果の通知は文書で行う。

②プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」を基に実施すること。

項目	内容
予定日	令和8年7月13日(月)
実施場所	庁議室 / (控室) 4階404会議室
企画提案 質疑応答	提案の提出順に希望時間を確認する。 1時間程度を予定(発表40分、質疑応答20分程度)
実施方法	企画提案は「企画提案書」の電子データを利用して行うこと。なお、プレゼンテーションに必要な機器(PC、電源・接続ケーブル等(※))は提案事業者が用意すること。 ※プロジェクター、スクリーンは本市で用意する。
出席者	出席者は本業務のプロジェクトマネージャを含め5名までとすること。
傍聴等	プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

(5) 契約

最優秀提案事業者は、優先交渉権者に選定される。あわせて、次点の事業者は次点交渉権者となる。

優先交渉権者は、本市と仕様等詳細協議(委託等内容・経費・期間・契約等について再度調整を行う。ただし、見積金額の増額は認めない。)を行う。なお、仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行う。また、調達仕様書をもとに仕様等詳細協議を行った結果を踏まえた契約締結日は、令和8年8月初旬頃を予定する。

4 情報公開

名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）に基づき公開する。

5 その他必要と認める事項

（1）参加辞退

提案を辞退する場合は、提案書提出期限までにすみやかに事務局まで書面にて参加辞退届（様式1-4）を提出すること。また、本市より配布した資料はすべて責任をもって返却もしくは破棄すること。複製したのものについても同様に処理すること。

（2）費用及び帰属

- ①企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- ②提案報酬は、支払わないものとする。
- ③提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ④提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- ⑤提出された書類、CD等の媒体は、いかなる理由があろうと返却しないものとする。

（3）留意事項

- ①企画提案書は、1者1提案までとする。
- ②企画提案書等受付後の追加及び修正は、原則として認めない。
- ③無効となる提案書
提案書が次の条件のいずれか一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。
 - ア 定めた提出方法、提出先、期限、条件に適合しない提案書
 - イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない提案書
 - ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない提案書
 - エ 虚偽の内容が記載されている提案書
 - オ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - カ この要領に定める手続き以外の方法により、主催者、事務局及び審査関係者に直接、間接に問い合わせや連絡を求めた場合
- ④参加申込書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。
- ⑤本市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。